

メキシコのデータプライバシー規則遵守：米国および他の外国企業のための6つの重要アクション

Insights

8.15.24

メキシコでビジネスを展開する企業は、自社の関連ポリシーと実践が同国の包括的なデータプライバシーフレームワークに確実に適合しているか、早急に見直す必要があります。特に、プライバシー通知、データ処理ポリシー、個人データ保護のためのセキュリティ対策を徹底的に評価しましょう。今すぐ効果的な措置を講じることで、法令遵守を確保し、ステークホルダーとの信頼を築き、データ侵害に関連するリスクを軽減し、制裁を回避できます。以下は、米国および他の外国企業がメキシコのデータプライバシー法に対応する際の6つの重要アクションです。コンプライアンス戦略を強化するための具体的な行動計画を含んでいます。

1. 規制環境を徹底的に把握する

連邦情報アクセス・データ保護機構（INAI: Instituto Nacional de Transparencia, Acceso a la Información y Protección de Datos Personales）は、個人データ保護の主要な規制機関として極めて重要な役割を果たしています。コンプライアンスを監督し、プライバシー規則に関するガイドラインを発行する権限を持つINAIの主な権限は以下の通りです：

- **監督と監視**：個人データ保護法の遵守を確保し、執行を監視。具体的な基準、推奨事項、ガイドラインを策定。
- **情報提供と教育**：個人に対して個人データの権利に関する情報を提供し、連邦議会に年次報告書を提出。
- **検証と制裁**：自主的または要請に応じて検証手続きを開始し、制裁権限を行使。

また、INAIに加え、州レベルで透明性や説明責任に特化した情報アクセス・データ保護の地方機関にも注意を払う必要があります。

2. 主要なデータプライバシー法を精査する

メキシコのデータ保護基準は、個人情報扱う組織の透明性と説明責任を促進する国際的な慣行に沿ったものです。主要な法律と協定には以下のものがあります：

- **メキシコプライバシー法**（正式名称：民間当事者が保有する個人データの保護に関する連邦法 / Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares）：民間当事者が保有する個人データを保護する主要な法律。

- **公的機関を含む公的部門が保有するデータに適用される、義務主体が保有する個人データの保護に関する一般法**（Ley General de Protección de Datos Personales en Posesión de Sujetos Obligados）

特に重要なのは、メキシコ法の下でデータ所有者が持つ**4つのARCO権**です：

- **アクセス（Acceso）**：自身のデータおよび適用されるプライバシー通知にアクセスする権利。
- **訂正（Rectificación）**：データが不正確または不完全な場合に訂正する権利。
- **消去（Cancelación）**：ブロッキング期間後、個人データを削除する権利。
- **反対（Oposición）**：いつでも、正当な理由により、個人データの処理に反対する権利。

州固有のデータ保護法：各州には地方機関が執行する追加的な規制がある場合があるため、事業展開する州の法律も確認が必要です。

米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA/T-MEC）：連邦、州、地方の規則に加え、USMCA（メキシコではT-MECとして知られる）を含む国際条約がデータプライバシーに影響を与えています。

主要な規制には以下のものがあります：

- 民間当事者が保有する個人データの保護に関する連邦法の規則
- プライバシー通知規則
- 拘束的自主規制パラメータ
- 公的部門（連邦、州、または地方当局）のための個人データ保護に関する一般ガイドライン

3. 一般的なデータ転送規則を厳格に遵守する

メキシコプライバシー法は、個人データの処理に関する決定を行う**データ管理者**と、データ管理者に代わって個人データを扱う**データ処理者**に影響を与えます。一般的なデータ転送規則の遵守には以下が含まれます：

- **転送条件**：データ管理者は、プライバシー通知が許可し、データ所有者がオプトアウトしていない場合に限り、国内外の第三者に個人データを転送できます。
- **目的の制限**：個人データは、プライバシー通知に記載されたデータ所有者のオプトアウトまたはオプトイン同意によって承認された目的でのみ転送可能です。
- **第三者の義務**：個人データの受領者は、データを転送したデータ管理者と同等の義務を負います。
- **国際協定**：国際条約に基づくデータ転送の規則も十分に理解することが重要です。例えば、USMCAは一般的にデータローカライゼーション要件を禁止しており、加盟国はビジネス実施の条件として自国内での排他的なデータの保存または処理を義務付けることはできません。

特に注意すべきは、メキシコのデータ保護法がメキシコ領土内で設立または運営されているデータ管理者に限定されていないことです。適用される規制の下では、契約または国際法の条件下でメキシコの法律の対象となる企業にも規則が適用され、不遵守は厳しい罰則をもたらす可能性があります。

4. データ転送規則の例外を理解する

以下を含む特定の場合、データ所有者の同意を得ることなく個人データの国内または国際転送を行うことができます：

- **法的または条約上の要件：**メキシコが当事者である法律または条約に従って転送が必要な場合。
- **医療上の必要性：**医学的診断、予防、医療サービスの提供、医療処置、または健康サービス管理に不可欠な場合。
- **企業関連会社：**データ管理者と共通の管理下にある持株会社、子会社、関連会社、または親会社や同じグループ内の会社に、同じ内部プロセスとポリシーの下で転送される場合。
- **契約上の必要性：**データ所有者の利益のために、データ管理者と第三者との間で締結された、または締結予定の契約により転送が必要な場合。

5. 具体的なアクションプランを策定し、実行する

メキシコプライバシー法の下で、企業は以下のような要素とドキュメントを早急に整備する必要があります：

- **プライバシー通知：**個人データの取り扱い方法（目的、使用、権利を含む）を個人に明確に通知。適用されるガイドラインへの厳格な準拠を確認。
- **データ処理のポリシーと手順：**個人データの収集、使用、保管、保護方法を詳細に概説する内部ポリシーを策定。
- **データ保護対策：**個人データを不正アクセス、損失、または損害から保護するための強固なセキュリティ対策を実施。
- **同意メカニズム：**個人データを収集または処理する前に個人から明確な同意を得るための厳密な手順を開発。
- **アクセスと権利管理：**データ所有者がARCO権（アクセス、訂正、消去、反対）を容易に行使できるプロセスを確立。
- **データ侵害対応計画：**データ侵害を迅速に検出し、効果的に対応し、その影響を最小限に抑えるための包括的なプロトコルを実装。
- **データ転送契約：**個人データを受け取る第三者との契約または合意にデータ保護原則の遵守が明確に含まれていることを確認。

法的認可に加え、次のベストプラクティスも推奨します 9 :

- **データインベントリ**：会社が収集、処理、保存する個人データの種類の包括的なリストを作成し、定期的に更新。
- **プライバシー影響評価 (PIA)**：データ処理活動が個人のプライバシーに与える潜在的なリスクと影響を定期的に評価。
- **同意の記録**：個人が個人データの処理に同意したことを証明する文書を確実に保管。
- **トレーニングと意識向上プログラム**：データ保護原則とコンプライアンス要件について従業員を定期的に教育。
- **年次コンプライアンスレビュー**：プライバシー法規制の継続的な遵守を確保し、必要に応じてポリシーと手順を更新する重要なプロセスとして位置付け、確実に実施。

6. 将来の変更を継続的に追跡する

INAIの役割の潜在的な変更を含むメキシコ憲法の改正案は、将来のデータ保護規制と透明性の取り組みに大きな影響を与える可能性があります。これらの提案はまだ最終決定されていませんが、INAIのような独立機関を廃止する計画が含まれており、これは管理負担、コスト、透明性ポリシーに重大な影響を与える可能性があります。

メキシコ議会は2024年9月に新しいセッションが始まるとこれらの憲法改正について議論します。今後の更新に細心の注意を払い、迅速に対応する準備をしてください。

結論

メキシコでビジネスを行う企業にとって、進化するプライバシー法に遅れをとらないことが極めて重要です。本件がメキシコでの事業にどのような影響を与えるかについて詳しく知りたい場合は、担当のFisher Phillips弁護士または本記事の著者に直ちにお問い合わせください。[Fisher Phillipsメキシコ](#)は、このトピックに関連する質問や、労働法に関するあらゆる問題について専門的なサポートを提供いたします。最新情報を直接受け取れるよう、[Fisher Phillips Insights](#)に今すぐご登録ください。

Related People





Héctor Cuevas

パートナー

+55 5207 7300

電子メール

Service Focus

International

Privacy and Cyber

Counseling and Advice

Related Offices

Mexico

Tokyo